

洲本市スポーツ施設 LED化業務

仕様書

令和8年6月
洲本市

目次

1 件名.	1
2 事業の目的.	1
3 履行場所.	1
4 履行期間.	1
5 提出書類.	1
6 業務概要.	2
7 対象範囲及び対象器具.	2
8 LED照明器具の仕様.	2
9 取替作業等に関する仕様.	3
10 完了検査.	6
11 保証期間.	6
12 委託料の変更.	6
13 その他.	6

1 件名

洲本市スポーツ施設 LED化業務委託

2 事業の目的

本市は、地球環境保全に向けた未来への責務を果たすべく「洲本市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しております。

本事業では、五色台運動公園アスパ五色及び洲本市文化体育館の照明器具等をLED化することで温室効果ガス排出量の削減、消費電力削減に伴う電気代の削減及び維持管理費などの歳出削減を図ることを目的とします。

3 履行場所

- (1) 五色台運動公園アスパ五色(兵庫県洲本市五色町鳥飼浦2613番地)
- (2) 洲本市文化体育館(兵庫県洲本市塩屋一丁目1番17号)

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 提出書類

(1) 契約締結時の提出書類

- ア 業務責任者届出書
- イ 業務着手届

(2) 着工前提出書類

- ア 全体実施工程表
- イ 施工計画書(施工体系図、緊急連絡体制等を含む)
- ウ 施設ごとの契約金額の内訳明細書
- エ 使用器具提案書

(3) 業務完了時

(完成図書としてアからクをまとめて1部作成)

- ア 最終内訳明細書
- イ 業務完了届
- ウ 設置明細(施設別)
- エ アフターフォロー体制表
- オ 使用機器一覧、取扱説明書、保証書
- カ 各種測定結果報告書(電流値、絶縁値)
- キ 廃棄物に関する報告書
- ク 施工写真(施工前後) ※箇所は別途協議

6 業務概要

- (1) 契約後速やかに対象施設に対する現地調査を行い、施設ごとに使用器具提案書を作成し提出する。
- (2) 本業務担当職員による確認を受けた使用器具提案書に基づく照明器具等を調達する。
- (3) 施設担当職員と作業予定等を調整の上、着工前提出資料を作成し本業務担当職員に提出する。
- (4) 着工前提出資料を提出後、取替作業を行う。
- (5) すべての対象施設の完成図書が完了した段階で、本市の完了検査を受ける。

7 対象範囲及び対象器具

- (1) 原則、敷地内のすべての照明(別紙1「LED照明仕様一覧表」)を対象とする。
- (2) 管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具は対象とする。
- (3) 舞台演出用照明は取替対象外とする。
- (4) 防災照明のうち、誘導灯、防爆照明及び専用形非常用照明器具は取替対象外とする。
- (5) 既にLED照明器具に交換している照明器具は本事業の対象外とする。

8 LED照明器具の仕様

- (1) LED照明器具の選定条件
 - ア 照明器具等は、すべて新品とする。
 - イ 照明器具等は、国内メーカーのものとする。
 - ウ 照明器具等は、「直管型LEDランプ」、「ベースライト」、「ダウンライト」、「高天井」等種類ごとに同一メーカーで統一すること。
 - エ 照明器具等は、IS09001を取得している国内メーカーとする。
 - オ 照明器具等は、IS014001を取得している国内メーカーとする。
 - カ 照明器具等は、一般社団法人日本照明工業会がホームページに公表するJIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」のそれぞれに登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。(公共施設用照明器具に機種設定のないLED直管ランプ等及びその他LED照明についても同様に上記登録対応機種を持つメーカーが製造した製品とすること)
 - キ 別紙1「LED照明仕様一覧表」に記載の器具光束(1m)以上を満たす製品とすること。契約開始後に仕様を満たさない製品である事が発覚し、市担当より指摘等があった場合は、速やかに受託者の負担で入替を行うこと。(入替までに市が負担増となる電気代の支払いについては、別途協議事項とする。)
- (2) ベースライト
 - ア ベースライトの電源部は光源部(ライトバー)側に内蔵された製品であること。
 - イ ルーバー、ランプカバー等については原則不要とする。
 - ウ 利用者の点灯スイッチ誤操作による予期せぬ調光・誤動作等を防止するため、オンオフ機能のみとすること。
- (3) LED直管ランプ
 - ア G13口金を持つランプとし、既設器具を活用すること。
 - イ ランプに電源を内蔵した製品とすること。

- ウ 既設器具の安定器をバイパス（切り離し）し、直接ソケットに給電するように施工し、電源内蔵型のLED直管ランプに替えること。
 - エ 既設安定器のバイパス（切り離し）を必要としないLED直管ランプは不可。
 - オ 安定器は残置すること。
- (4) 高天井形
- ア 電源を器具に内蔵した製品とすること。
 - イ 既設設備でオートリフタを利用している場合、電源ケーブルを分電盤の端子にて切り離して分電盤より抜去すること。
 - ウ 既設オートリフタは、撤去すること。
 - エ 光源（LED）寿命は点灯時間 60,000 時間（光束維持率85%）以上の製品とする。
 - オ 照明器具には、ワイヤーで脱落防止処置を講ずること。
- (5) ダウンライト
- ア 埋込穴が異なる場合はリニューアルプレートで対応すること。
 - イ 光源（LED）寿命は、点灯時間40,000時間（光束維持率80%）以上の製品とすること。
- (6) 無線調光調色
- 別紙1「LED照明仕様一覧表」の「調光」欄に「●」のある箇所は無線調光調色機能、「○」のある箇所は無線調光機能を有することを要する。
- また、下記の仕様を満たすものとする。
- ア 操作方式は、操作の簡便化の観点から壁スイッチ及び汎用タブレットとし、照明設備直下ではなく体育館アリーナの端からの操作が可能なものとする。
※リモコンでの操作は不可とする。
 - イ 調光信号受信部の配管については金属製とし、受信部にはガードで覆う措置を行うこと。また、無線調光用受信機は、安定した通信環境を実現する観点より専用電源とし、既設分電盤から新規配線を敷設することとする。
 - ウ あらかじめ設定できるパターンを4シーン以上設定できるものとする。
 - エ 通信制御範囲は、制御機器から照明器具まで15メートル以上とする。
 - オ 災害発生による避難時など有事の際にタブレットを用いて個別調光制御（10%刻みかつ10～100%）が可能なこととする。

9 取替作業等に関する仕様

- (1) 現地調査・作業検討
- ア 現地調査を行うに当たり、施設担当職員に事前連絡をすること。
 - イ 現地調査について、施設内の既設照明器具の位置・器具種別・数量・消費電力等を把握するとともに、電灯分電盤における回路についても把握すること。
 - ウ 現地調査後、施設ごとに使用器具提案書を作成し本業務担当職員に提出すること。
 - エ 取替作業に当たっての安全確保に必要な措置については、受託者の負担にて行うものとする。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故への対応は、受託者の負担にて行うものとする。
 - オ アスベスト工事に係る場合、「みなし」として施工を行うこととする。またその際に発生した費用は受託者側にて負担をすること。
 - カ 作業に伴う足場等の仮設物について、その設置に伴う負担は受託者によるものとする。
 - キ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、範囲、期間

- 等について事前に施設担当職員と調整すること。
- ク 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に施設担当職員と調整すること。
- ケ 机や椅子等の養生や移動については、施設担当職員と協議すること。
- コ 既設照明器具の撤去後の処分方法について、廃棄物に関する処理計画書にて提出すること。なお、蛍光管等は水銀を流出させない措置、再生資源化を図ること。
- サ 現地調査により内訳明細書の内容と変更があった場合は、内訳明細書を基に変更内訳明細書を作成し、本業務担当職員に報告すること。
- (2) 照明器具等の調達
 - ア 使用器具提案書に基づいて照明器具等の調達を行うこと。
 - イ 作業予定等により器具を一定期間保管する場合は、施設担当職員と協議すること。
- (3) 取替作業
 - ア 施工前提出資料が提出された施設から作業を行うことが出来るものとする。
 - イ 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠することとし、関係法令を遵守すること。
 - ウ LED照明器具の支持については既設支持材（吊りボルト等）の再利用を原則とする。
 - エ 照明器具以外に使用する材料を含め、全て新品を使用すること。
 - オ 埋込型照明器具の取替において、既設開口と新設照明器具の間に隙間が生じる場合は、リニューアルプレート等により塞ぐこと。また、露出型照明器具を取替する場合は、既設照明器具の取付け跡が見えないように配慮すること。
 - カ 取替作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを測定結果として報告すること。
 - キ 取替作業後において、電流値及び照度測定を行い結果報告すること。
 - ク 撤去した全ての既設照明器具について、PCBを含む器具があった場合には、取扱いについて本業務担当職員と協議すること。
 - ケ 作業に当たり、現存する建材等に何らかの変更を加える作業を行う場合は、関係法令に基づきアスベスト含有の事前調査を実施すること。特に、既設天井ボードを開口する必要がある場合は、必要に応じてアスベスト含有の有無を調査し、本業務担当職員に結果報告の上、作業を行うこと。アスベストを含有する天井ボードがあった場合には、取替方法について本業務担当職員と協議すること。
 - コ 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行うこと。
 - サ 既設部分、取替済部分、未使用材料などで、汚染又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行い、整理整頓に努めること。
 - シ 作業完了後は床等の清掃を行うこと。
 - ス 取替作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- (4) 取替作業における留意事項
 - ア 取替作業において、必要となる各種申請、届出等は、受託者の責任・費用において行うこと。また、仮設、取替方法及びその他必要な一切の作業は、受託者が自己の責任において遅滞なく行うこと。
 - イ 受託者は、取替作業完了後速やかに施設担当職員に報告し点灯確認をした上で、早期に部分使用が可能となるよう努めること。
 - ウ 取替作業後、部分使用が遅れることにより施設運営に支障をきたす場合は、速やかに本業務担当職員及び施設担当職員に連絡をすること。

- エ 取替作業時の騒音、振動の低減に努めるとともに、騒音、振動の恐れがある場合は、事前に対象施設の施設担当職員と協議し施設運営に支障をきたさないように配慮すること。
 - オ 作業中、第三者及び他の施設等に損傷を与えた場合は、本市と速やかに協議し、受託者の責任において修繕等の対応を実施すること。
- (5) 取替作業日、作業時間、作業スペース
- ア 取替作業日程、作業時間の調整は受託者が行うこと。調整先は本市から提示する。
 - イ 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日に作業を行う場合は、事前に計画書を提出し、本業務担当職員及び対象施設の施設担当職員の了解を得た上で作業を行うこと。
 - ウ 作業時間は、施設担当職員と協議し決定すること。なお、施設のイベントや繁忙期をずらす等、施設運営への影響を最小限にすると共に施設の管理者が通常勤務時間外に継続的に出務することがないように十分配慮すること。
 - エ 作業に供する車両の駐車スペース、また、交換するLED照明器具及び撤去した既設照明器具の保管スペース等について、事前に施設担当職員と協議し、必要スペースの確保を行うこと。
 - オ 作業に取り掛かるまでの期間、施設の保管スペースが確保できない場合は、受託者にて保管場所を確保すること。
- (6) 安全管理
- ア 取替期間中は、作業に伴う事故及び災害の防止に努めること。
 - イ 事故、火災等への対応について、受託者はあらかじめ緊急連絡体制を定め、取替検討書に記載すること。また、事故等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じた上で、本市へ連絡すること。
 - ウ 火気を使用する作業を実施する際は、火気の取扱いに十分注意するとともに、作業場の養生、消火設備の設置等、火災防止の徹底を図ること。
 - エ 施設敷地内は禁煙とする。
 - オ 火災報知装置等の防災システムは、取替中も正常な動作を担保する。やむを得ず機能を停止する場合には、本業務担当職員、施設担当職員及びその他関係機関と協議し、受託者の負担により適切な代替措置を講じること。
 - カ 作業関係車両は交通ルールを厳守し、施設敷地内及び近隣地域において、交通事故、交通障害等の発生を防止すること。
- (7) 近隣住民への配慮
- ア 近隣住宅地に対する取替作業時の騒音については十分に配慮すること。
 - イ 公道からの車両進入等については、安全に十分配慮すること。状況に応じ交通誘導員を配置するなど安全対策を確実に行うこと。また、作業用車両による搬出入に関しては適宜、散乱防止処置及び洗車を行うこと。
- (8) 本業務以外の工事受注者等との調整
- 業務期間中に敷地内において、本市が発注する他案件の工事や作業等が発生した場合、互いに事業を円滑に進めるよう、本業務以外の工事受注者等と十分調整を行うこと。

(9) 産業廃棄物の処理

- ア 産業廃棄物の運搬、処分等については、廃棄物処理法により適切に処分すること。
- イ 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出すること。（積替・保管についても同様とする。）

10 完了検査

受託者は本業務完了後、速やかに本市の完了検査を受けること。指摘事項の是正については速やかに是正を完成させ、是正報告書を書面にて本市に提出して確認を得ること。

11 保証期間

- (1) 照明器具の保証期間は5年間とする。また、保証期間内については交換費用も受託者において負担するものとする。但し非常灯のバッテリーの故障など、一般的に消耗品としての扱いに当たるものに関しては、メーカーが定める保証期間内におけるの保守とする。
- (2) 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。
- (3) 保証期間終了後に不具合等が発生した際の受託者やメーカー等の連絡先を記載したサービス体制表を提出すること。

12 委託料の変更

- (1) 現地調査・作業検討終了時及び取替作業完了時において、使用器具提案書に記載された内容と現地が明らかに相違するなど疑義が生じた場合は本業務担当職員と協議すること。
- (2) 委託料の変更を求める場合は、内訳明細書を基に変更内訳明細書を作成し提出すること。

13 その他

- (1) 取替作業に関連して本市が行う手続きや検査に協力し、必要に応じて本業務担当職員の指示により必要な労務及び作業の協力を行うこと。
- (2) 対象施設の状況等により本仕様書によることが困難若しくは本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、本業務担当職員と協議すること。
- (3) 本業務に関して入手した情報は、第三者に漏洩しないこと。